

会計処理上のポイント

(1) 連結財務諸表上の会計処理

株式を併合するのみでは特段の会計処理は不要である。非支配株主からの端数株式の取得については後記(3)を参照のこと。

(2) 個別財務諸表上の会計処理

株式を併合するのみでは特段の会計処理は不要である。非支配株主からの端数株式の取得については、後記(3)を参照のこと。

(3) 端数株式の買取

株式の併合の効力は株主総会の決議により定めた効力発生日に生じるが(会則)、株式の併合により生じる端数株式の会社による買取または競売等の効力は、実際に買取または競売等が行われた日に生じるものであると考えられる。

これは、株式併合の効力発生日後、会社の買取または競売等が行われた日までの間の端数株式に係る権利については、端数の権利者が共有し、会社の買取または競売等によりその権利を失い、代金交付請求権を取得

するという解釈によるものである。

子会社による端数株式の買取は自己株式取得取引であるため、子会社の個別財務諸表上は、金銭を支払うべき日に自己株式取得取引を認識する(企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」5項)。また、裁判所の許可に基づき端数株式を親会社に売却する場合には、親会社の個別財務諸表上は、非上場株式の取

得取引として、株式の引渡日に子会社株式の追加取得を認識するものと考えられる(企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」8項)。

(4) 1株当たり情報

期中に発行済普通株式数が増減する株式併合が行われた場合、表示する財務諸表のうち最も古い期間の期首連結財務諸表または財務諸表の比較年度の期首)に株式併合が行わ

れたと仮定して普通株式の期中平均株式を計算し、1株当たり当期純利益を算定する(1株当たり利益会計基準30―2項)。

また、後発事象として当期の貸借対照表日後開示書類の提出日までの間に株式併合が行われた場合にも、当期に株式併合が行われた場合と同様、1株当たり当期純利益の算定に、株式併合の影響を反映する(1株当たり利益会計基準59―3項)。

VII スキーム別の法務・税務・会計 株式売渡請求の 場合のポイント

手続選択における 法務上のポイント

(1) 概要

株式売渡請求は、平成26年会社法改正により、スクイーズアウトを目的とする新たな制度として創設された制度である。概略、対象会社の総株式の議決権の90%以上を有する実

施支配株主が、少数株主全員に対し、対象会社の株式全部を自己に売渡すことを請求し(会179①)、対象会社の株式全部を強制的に取得することができる(会179の9①)。他のスクイーズアウトの方法と異なり、少数株主の有する株式が実施支配株主に直接移転する形で行われる。

(2) 実施支配株主において 要となる対象会社の議決権 割合

株式売渡請求以外のスクイーズアウトの方法では、対象会社の株主総会の特別決議の承認を得るために、対象会社の議決権の3分の2以上を、実施支配株主が確保すれば足りる。一方、株式売渡請求では、実施支配株主は、対象会社の総株主の議決権